

先天性血液凝固因子障害等治療研究事業



1 対象疾患

先天性血液凝固因子欠乏症および血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症です。治療研究の「先天性血液凝固因子欠乏症」は次にあげるものです。

- ・ 第I因子（フィブリノーゲン）欠乏症
- ・ 第II因子（プロトロンビン）欠乏症
- ・ 第V因子（不安定因子）欠乏症
- ・ 第VII因子（安定因子）欠乏症
- ・ 第VIII因子（血友病A）欠乏症
- ・ 第IX因子（血友病B）欠乏症
- ・ 第X因子（スチュアートプラウア因子）欠乏症
- ・ 第XI因子（PTA）欠乏症
- ・ 第XII因子（ヘイグマン因子）欠乏症
- ・ 第XIII因子（フィブリン安定化因子）欠乏症
- ・ von willebrand（フォン・ヴィルブランド）病

2 対象患者

次にあげる項目のすべてを満たす方

- ① 1にあげる疾患と診断された方
- ② 原則として20歳以上の方
(血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症の患者を除く)
- ③ 医療等を受けている方
- ④ 国民健康保険法の規定による被保険者および健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法もしくは私立学校教職員共済法の規定による被保険者または被扶養者ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

3 給付の内容

医療保険等の自己負担額について公費負担します。

4 有効期間

毎年3月31日までの1年間です。引きつづき公費負担の医療を希望される場合は、期間満了20日前までに更新の手続が必要です。

5 申請に必要な書類

- ① 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証交付申請書（様式1）
- ② 医師の診断書
（血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症の患者を除く。）
- ③ 住所が確認できる公的書類（住民票の写し、運転免許証、健康保険証等）
- ④ 特定疾病療養受療証の写し
（先天性血液凝固第Ⅷ因子（血友病A）欠乏症、第Ⅸ因子（血友病B）欠損症および血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症の患者に限る。）
- ⑤ 裁判所から交付された裁判による和解調書の抄本または独立行政法人医薬品医療機器総合機構により交付された通知書の写し
（血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症の患者に限る。）

6 給付の決定

県は提出された申請書等を先天性血液凝固因子障害等対策協議会にかけた上で給付の可否を決定します。（ただし、5の⑤を提出された方については協議会への意見聴取を行わずに本事業の対象者とします。）

給付は、保健所が申請書を受理した日からとなります。

7 受給者証の返還

受給者証の交付を受けている方が、他の都道府県に転出しようとするとき、疾患が治癒したとき、その他受給者証が不要になったときは速やかに保健所へ返還してください。

お問い合わせ・申請先

〒400-0858

山梨県甲府市相生2-17-1

甲府市健康支援センター（甲府市保健所）

地域保健課

TEL：055-237-2505

